

# プール使用規定

## (1) 使用範囲

体育授業、部活動、その他必要と認めた場合。

(生徒のみでの使用は不可。)

## (2) 使用期間

5月～9月（9時～16時）☆水泳部は別に定める。

## (3) 使用方法

- ① 体育の授業は担当教諭の指示に従う。
- ② 部活動その他で使用する際は、事前にプール使用届を保健体育科（夏季休業中は事務室）に提出し、使用責任者（教職員）は必ずプールで指導監督する。
- ③ 使用時には保健体育科（夏季休業中は事務室）にある鍵を使い、使用後は施錠し鍵を戻す。
- ④ プール管理日誌に必要事項を記入する。

## (4) 注意事項

- ① 更衣はプール更衣室で行う。
- ② 貴重品及び私物を、更衣室等には放置しない。
- ③ プールサイドは素足とする。
- ④ プールを使用する際は必ず水着・水泳帽を着用し、時計・指輪・ネックレス・その他の装身具は身につけない。（スイミングゴーグルの使用は可とする。）また、日焼け止め、オイルの使用は禁止とする。

- ⑤ 準備運動を必ず行い、シャワーを浴びる。また、終了後の整理運動も必ず行い、シャワーを浴びる。
- ⑥ 水中メガネ、遊具等の使用はしない。
- ⑦ 無理な潜水や急激な全力泳はしない。筋ケイレンが起きたり寒気を感じた時などは、直ちに水泳を中止する。
- ⑧ プールサイドでは走ったり、ふざけたりしない。
- ⑨ 飛び込みその他危険なことは絶対にしない。
- ⑩ プールサイド、更衣室等での飲食は厳禁とする。
- ⑪ 使用後は、水中確認、プールサイドや更衣室等の整理整頓、用具の片づけを行う。
- ⑫ (水温) + (気温) が摂氏 46 度以下の時は使用しない方が望ましい。
- ⑬ 水泳を医師により禁止されている者は絶対に泳がない。

※この規定に違反した場合、又、使用状況が悪い場合には、使用禁止等の処置を講ずることがある。